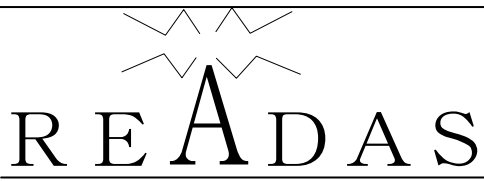


第 5121 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年12月4日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 損金に算入される役員退職給与

Q：役員に対する退職給与は、損金に算入することができますか？

A：一定の退職給与は損金に算入することができません。

【解説】

役員に対する退職給与は、原則として、損金の額に算入することができますが、次のものについては、損金に算入できないこととされています。

- ①内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち、不相当に高額な部分の金額
- ②内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理することによりその役員に対して支給する給与の額
- ③内国法人が、特殊関係使用人に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額

ここでいう「不相当に高額な部分の金額」は、その法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その法人と同種・類似規模の法人の役員退職給与の支給状況等に照らして、相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、一般には、①平均功績倍率法、②1年当たり平均額法、③最高功績倍率法によって役員退職給与の適正額を算定したところで判断されています。

